

災害応援協定締結機関を対象とした入札参加条件の優遇措置について

本市と災害応援協定を締結している機関の事業者において、入札対象案件の発注機会の拡大を図り健全な発展を支援するため、次のとおり参加条件を優遇するもの。

1. 優遇資格

災害応援協定締結機関の事業者で、かながわ電子入札共同システムの登録事業者であること。

2. 優遇の方法

かながわ電子入札システムによる事後審査型条件付一般競争入札公告における「災害応援協定締結機関会員であること」の条件記載

3. 対象工事の種類

土木一式・建築一式・管・ほ装・造園

4. 案件の抽出方法

対象工種で予定価格が7,500万円未満のものの中から任意で抽出するもの。

5. 優遇対象機関、協定名及び事業者数

・逗子葉山建設業協会

「災害発生時の応急対応に関する協定」(16事業者)

・逗葉管工事業協同組合

「災害時における下水道施設の応急措置及び飲料水の自動車輸送に関する協定」(15事業者)

・逗子市造園協会

「災害時における飲料水の自動車輸送に関する協定」(3事業者)

6. 導入時期

平成23年4月1日から

7. 一部改正

令和8年8月1日から